

平成 27 年 6 月 8 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟第 9 回口頭弁論について

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 9 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から 6 次（平成 26 年 9 月 16 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は、原告の請求の棄却を求めております。

今回、当社は準備書面を提出し、別紙のとおり、川内原子力発電所の耐震安全性は十分確保されていることを改めて主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上